

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第 1 6 号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 2 9 年さいたま市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章　[略] 第 3 章　新たに教職員となった者の職務の級及び号給（第 9 条— <u>第 1 6 条の 2</u> ） 第 4 章～第 8 章　[略] 附則 <u>（退職した教職員を採用する場合の職務の級及び号給）</u> <u>第 1 6 条の 2　退職した教職員（退職の日に教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた教職員であつて、臨時的に任用されていた教職員その他の法律により任期を定めて任用されていた教職員を除く。）を委員会の定める選考により採用する場合におけるその者の職務の級及び号給は、第 9 条から前条までの規定にかかわらず、その者の退職の日における職務の級及び号給を基礎として、委員会が別に定める基準により決定するものとする。</u>	目次 第 1 章・第 2 章　[略] 第 3 章　新たに教職員となった者の職務の級及び号給（第 9 条— <u>第 1 6 条</u> ） 第 4 章～第 8 章　[略] 附則

附　則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。